

島根県報

令和7年3月18日（火）

第 6 0 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

| | | |
|----------------------------|-------------|----|
| 島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 | （税 務 課） | 3 |
| 島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 | （防災危機管理課） | 5 |
| 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 | （障がい福祉課） | 6 |
| 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 | （薬事衛生課） | 14 |
| クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 | （ 〃 ） | 14 |
| 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 | （ 〃 ） | 15 |
| 島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則 | （農業経営課） | 15 |
| 海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則 | （河 川 課） | 16 |
| 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 | （建 築 住 宅 課） | 16 |

【告 示】

| | | |
|----------------------------|-------------|----|
| 公印の印影等 | （総 務 課） | 17 |
| 救急病院の認定 | （医療政策課） | 17 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出 | （高齢者福祉課） | 18 |
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 | （障がい福祉課） | 18 |
| 土地改良区の定款変更の認可 | （農 村 整 備 課） | 18 |

【訓 令】

| | | |
|--------------|---------|----|
| 島根県公印規程の一部改正 | （総 務 課） | 18 |
|--------------|---------|----|

【公 告】

| | | |
|---------------------------------|----------|----|
| 令和7年度島根県障害者ピアサポート研修事業に係る提案競技の実施 | （障がい福祉課） | 19 |
| 基本測量の実施 | （技術管理課） | 22 |
| 都市計画変更の図書の縦覧 | （下水道推進課） | 22 |

【特定調達公告】

| | | |
|---|---------|----|
| 島根県立中央病院におけるデジタルX線TVシステム調達及びメンテナンス業務の委託に係る一般競争入札の実施 | （病 院 局） | 22 |
|---|---------|----|

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）

1 規則の概要

- (1) 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備（第76条の2・第77条関係）
- (2) 地方税法の改正に伴う様式の整備（第4号様式・第9号の2様式—第10号の2様式関係）
- (3) その他様式の整備

2 施行期日

令和7年3月24日から施行することとした。

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 規則の概要

- (1) 避難所の設置に係る規定の整理（第3条第2項関係）
- (2) 救助費用の単価（実費弁償の単価を除く。）の改定（第3条第3項・第4条・第5条・第7条・第10条の2・第11条・第13条・第14条・第14条の3・第14条の4関係）
- (3) 実費弁償の単価の改定（第26条関係）
- (4) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（様式第5号関係）
- (5) 引用する条項の整理

2 施行期日等

公布の日から施行し、1の(1)及び(2)については令和6年7月9日から適用することとした。ただし、1の(4)については、令和7年6月1日から施行することとした。

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

- (1) 市町村の障害者福祉システムの標準化に伴う様式の整備（様式第5号—様式第8号関係）
- (2) (1)に伴う規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第14号）

1 規則の概要

製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う様式の整備（様式第5号関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（規則第15号）

1 規則の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（規則第16号）

1 規則の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴う様式の整備（第15号様式・第17号様式関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則（規則第17号）

1 規則の概要

林業科で修業年限が1年の場合の学年の始めを4月とすることとした。（第2条関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

(1) 海岸保全区域等の占用期間は、10年以内において知事の定める期間とすることとした。（第8条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第11号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第76条の2第2項中「にする者又は」を「にする者若しくは」に改め、「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項及び第77条において同じ。）」を加え、「、道路交通法」を「、同法」に改め、同条第3項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

第77条第3項中「にする者又は」を「にする者若しくは」に改め、「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、「、道路交通法」を「、同法」に改め、同条第6項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

第4号様式備考を削る。

第9号の2様式、第10号様式及び第10号の2様式中
 「 事業年度（連結事業年度）終期 」 を 「 事業年度終期 」 に

改める。

第17号様式その3、第17号様式その5及び第17号様式その6中 **島根県税 納付書（納入済通知書）** **公** を

「 **島根県税 納付書（納入済通知書）** **公** ④ に、（島根県・CVS等本部控） を

（島根県・CVS等本部控）

QR
 に改める。

第159号様式中

| | | |
|--|-------------|--|
| | 氏名又は 名 称 | |
|--|-------------|--|

を

| | | |
|--|-------------|-----------------|
| | 氏名又は 名 称 | (担当者氏名： 電話番号：) |
|--|-------------|-----------------|

に改める。

第162号の3様式中 「 徴 収 番 号 」 を 「 ①徴 収 番 号 」 に、 「 登 録 番 号 」 を

「 ②登 録 番 号 」 に、「8 使用目的は申請時と同じですか。」を 「 8 使用目的は申請時と同じですか。」を ③

に、「【納税者（申請者）】」を「【④納税者（申請者）】」に、「【電 話】」を「【⑦電 話】」に、「【携
 帯電話】」を「【⑧携帯電話】」に、「【身体障がい者等氏名】」を「【⑤身体障がい者等氏名】」に、「【運 転

者氏名】」を「【⑥運 転 者 氏 名】」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもの
のうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第12号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「仮小屋を設置し、天幕を設営し」を「移動可能な施設、車両等を設置し」に改め、同条第3項中
「340円」を「350円」に改める。

第4条第3項第2号中「6,775,000円」を「6,883,000円」に改める。

第5条第2項中「1,230円」を「1,330円」に改める。

第7条第3項第1号の表中

「

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 19,200 | 24,600 | 36,500 | 43,600 | 55,200 | 8,000 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 31,800 | 41,100 | 57,200 | 66,900 | 84,300 | 11,600 |

を

」

「

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 19,800 | 25,400 | 37,700 | 45,000 | 57,000 | 8,300 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 32,800 | 42,400 | 59,000 | 69,000 | 87,000 | 12,000 |

に改め、同項第2号の表中

」

「

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 6,300 | 8,400 | 12,600 | 15,400 | 19,400 | 2,700 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 10,100 | 13,200 | 18,800 | 22,300 | 28,100 | 3,700 |

を

」

「

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 円 6,500 | 円 8,700 | 円 13,000 | 円 15,900 | 円 20,000 | 円 2,800 |
| 円 10,400 | 円 13,600 | 円 19,400 | 円 23,000 | 円 29,000 | 円 3,800 |

に改める。

」

第10条の2第2項中「50,000円」を「51,500円」に改める。

第11条第2項第1号中「706,000円」を「717,000円」に改め、同項第2号中「343,000円」を「348,000円」に改める。

第13条第3項第2号中「4,800円」を「5,200円」に、「5,100円」を「5,500円」に、「5,600円」を「6,000円」に改める。

第14条第3項中「219,100円」を「226,100円」に、「175,200円」を「180,800円」に改める。

第14条の3第3項第1号中「3,500円」を「3,600円」に改め、同項第2号イ中「5,500円」を「5,700円」に改める。

第14条の4第2項中「138,700円」を「140,000円」に改める。

第26条第1号ア中「21,700円」を「21,600円」に改め、同号イ中「15,900円」を「16,000円」に改め、同号ウ中「15,000円」を「14,900円」に改め、同号エ中「14,900円」を「15,000円」に改め、同号オ中「15,500円」を「15,400円」に改め、同号カ中「23,100円」を「23,900円」に改め、同号キ中「20,800円」を「21,600円」に改め、同号ク中「23,200円」を「24,000円」に改める。

様式第5号(1)中「第31条」を「第32条」に、「懲役、」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第5号(1)の改正規定（「懲役、」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
- この規則による改正後の島根県災害救助法施行細則の規定（第26条第1号及び様式第5号(1)の規定を除く。）は、令和6年7月9日から適用する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第13号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「身体障害者居住地等変更届」を「身体障害者居住地等変更届書」に改め、同条第2項中「身体障害者居住地等変更通知書」を「身体障害者手帳居住地等変更通知書」に改める。

第8条の見出し中「再交付申請」を「交付申請」に改め、同条中第2項を第3項とし、同条第1項中「様式第7号」を「様式第7号の2」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第15条第1項の規定による申請は、様式第7号の身体障害者手帳交付申請書によるものとする。

様式第5号から様式第7号までを次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

身体障害者居住地等変更届書

年 月 日

島根県知事 殿

(届出者)
住所 〒
氏名
本人との続柄
電話番号

私は、下記のとおり変更したので届け出ます。 手帳所持者住所コード（ ）※
※市町村記載欄

記

| | |
|-------|-----------------------|
| 届出事由 | 居住地変更 ・ 氏名変更 ・ その他（ ） |
| 異 動 日 | |

変更内容（変更事項のみ記載してください）

| | | 旧（変更前） | 新（変更後） |
|-----------------------|-------|--------|-----------------------------------|
| 手 帳 所 持 者 | フリガナ | | |
| | 氏 名 | | |
| | 居 住 地 | 〒 | 〒 <input type="checkbox"/> 届出者に同じ |
| | 電話番号 | | |
| | 個人番号 | | |
| 保 護 者 | フリガナ | | |
| | 氏 名 | | |
| | 居 住 地 | 〒 | 〒 <input type="checkbox"/> 届出者に同じ |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 電話番号 | | |
| | 続 柄 | | |

既交付の身体障害者手帳の記載内容

| | | | | | |
|-------|--|-------|-------|----|-----|
| 手帳番号 | | 交付年月日 | 年 月 日 | 等級 | 種 級 |
| 障 害 名 | | | | | |

(注) 他県から転入された方は、変更届に身体障害者手帳の写しを添付すること。 第 号
島根県知事 殿 年 月 日

福祉事務所長



上記届出に基づき、身体障害者手帳の記載事項の変更処理（ 年 月 日）をしました。

様式第6号（第7条関係）

| |
|--------|
| 転入前自治体 |
|--------|

第 号
年 月 日

身体障害者手帳居住地等変更通知書

島根県知事 

下記の者から居住地・氏名変更の届があったので通知します。
つきましては、更生指導の経過等に関する資料を下に記載の（お問合せ先）まで送付願います。

記

| | | | |
|---------|-----|-----------|--|
| 異 動 日 | | | |
| (旧) 氏 名 | | 生 年 月 日 | |
| (旧) 住 所 | | | |
| 手帳番号 | | 交 付 年 月 日 | |
| 総合等級 | | 障 害 種 別 | |
| 障 害 名 | | | |
| 変更後 | 氏 名 | | |
| | 住 所 | | |

（お問合せ先）

島根県立心と体の相談センター

住 所 690-0011 島根県松江市東津田町1741-3

電話番号 0852-32-5908 F A X 番号 0852-32-5924

様式第7号 (第8条関係)

身体障害者手帳交付申請書

年 月 日

(申請者)

住所 〒

氏名

本人との続柄

電話番号

写 真
(セロテープを
輪にして貼付)

上半身、脱帽、正面
1年以内の写真
縦 4cm
横 3cm
(裏に氏名を記入)

(*) 申請者氏名の欄には、手帳の交付を受けようとする本人の氏名（保護者が申請される場合は保護者の方の氏名）を記入してください。

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-------|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|-------|
| 身 体 障 害 者 本 人 | フリガナ | | | | | | | | | | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏 名 | | | | | | | | | | | | |
| | 居 住 地 | 〒 <input type="checkbox"/> 申請者に同じ | | | | | | | | | | 電話番号 | |
| | 個人番号 | | | | | | | | | | | | |

(*) 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。その場合は、保護者欄に必要事項を記入してください。

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|-------|
| 保 護 者 | フリガナ | | | | | | | | | | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏 名 | | | | | | | | | | | | |
| | 居 住 地 | 〒 <input type="checkbox"/> 申請者に同じ | | | | | | | | | | 本人との続柄 | |
| | | | | | | | | | | | | 電話番号 | |

島根県知事 殿

私は、身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 診断書を添付すること（左上方をのり付けすること。）。
2 写真について宗教上又は医療上の理由のある場合は、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとする。

市 町 村 名 _____ ※

市町村受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※

本人住所コード (_____) ※

※市町村記載欄

様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第7号の2 (第8条関係)

身体障害者手帳再交付申請書

年 月 日

(申請者)
住所 〒

氏名
本人との続柄 電話番号

写 真
(セロテープを
輪にして貼付)

上半身、脱帽、正面
1年以内の写真
縦 4cm
横 3cm
(裏に氏名を記入)

(*) 申請者氏名の欄には、手帳の交付を受けようとされる本人の氏名（保護者が申請される場合は保護者の方の氏名）を記入してください。

(*) 再交付申請の理由が「2. 破損・汚損」の場合は、個人番号は記入する必要はありません。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---------|---|----------|--|--|--|--|--|--|--|------|------|---|---|---|--|--|
| 身 体 障 害 者 本 人 | フリガナ | | | | | | | | | | | 生年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| | 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 居 住 地 | 〒 | □ 申請者に同じ | | | | | | | | 電話番号 | | | | | | |
| | 個 人 番 号 | | | | | | | | | | | | | | | | |

既手帳交付内容

| | | | | | |
|-------|---|---|-------------|--|--|
| 手帳番号 | | | 交 付 年 月 日 | | |
| 等 級 | 種 | 級 | 再 交 付 年 月 日 | | |
| 障 害 名 | | | | | |

(*) 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。その場合は、保護者欄に必要事項を記入してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|---|----------|--|--|--|--|--|--|--|-------------|------|---|---|---|
| 保 護 者 | フリガナ | | | | | | | | | | | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 居 住 地 | 〒 | □ 申請者に同じ | | | | | | | | 本人との 続 柄 | | | | |
| | | | | | | | | | | | 電話番号 | | | | |

島根県知事 殿

私は、身体障害者福祉法施行規則第7条第1項及び第8条第1項の規定により、次の理由により身体障害者手帳の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|-----|----------|------------|------------|
| 理 由 | 1. 紛失 | 3. 障害程度の変更 | 5. 再認定 |
| | 2. 破損・汚損 | 4. 障害の追加 | 6. その他 () |

(注) 1 診断書を添付すること（左上方をのり付けすること。）。
2 写真について宗教上又は医療上の理由のある場合は、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとする。

市 町 村 名 _____ ※
市町村受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※
本人住所コード (_____) ※ ※市町村記載欄

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 (第8条関係)

身体障害者手帳返還届

年 月 日

島根県知事 殿

(届出者)

住所 〒

氏名

本人との続柄

電話番号

下記の理由により、身体障害者手帳を返還します。

記

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|------|-------|--|--|---------|--|--|--|--|
| 手 帳 所 持 者 | フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 | | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | | | | | | |
| | 居 住 地 | 〒 | | | | | □届出者に同じ | | | | |
| | 個人番号 | | | | | | | | | | |
| 返 還 理 由 | 1. 障害を有しなくなったため 2. 手帳所持者が死亡したため 3. その他 () | | | | | | | | | | |
| 返還事由発生日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | |

返還する手帳の記載内容

| | | | | | |
|-------|--|-------|-------|------|--|
| 手帳番号 | | 交付年月日 | 年 月 日 | 総合等級 | |
| 障 害 名 | | | | | |

島 根 県 知 事 様

第 号

年 月 日

福祉事務所長

印

上記のとおり身体障害者手帳が返還されたので進達します。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、これを使用することができる。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第14号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「3 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことはありません。（あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由）

4 旧姓又は通称名併記の希望の有無（「有」の場合は、括弧内に旧姓又は通称名を記入）

有（ ） ・ 無

を

「3 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことはありません。（あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由）

4 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者ではありません。

5 旧姓又は通称名併記の希望の有無（「有」の場合は、括弧内に旧姓又は通称名を記入）

有（ ） ・ 無

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第15号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
第4条中「第4条第3項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第16号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（令和3年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第15号様式及び第17号様式中「栄・船舶」を「栄・管栄・船舶」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第17号

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

| | |
|----|-----|
| 1年 | 10月 |
|----|-----|

を

「

| | |
|----|----|
| 1年 | 4月 |
|----|----|

に改める。」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において現にこの規則による改正前の島根県立農林大学校学則第2条第1項の表に規定する林業科（修業年限が1年であるものに限る。）に在籍している学生であって施行日以後も引き続き在籍するものに係る学年の始め、学年及び学期については、この規則による改正後の島根県立農林大学校学則第2条第1項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第18号

海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則

海岸保全区域の占用等に関する規則（昭和34年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「その日から10日以内」を「速やか」に改め、同条第2項中「10日」を「30日」に改める。

第8条第1項中「3箇年」を「10年」に改め、同条第2項中「15日」を「30日」に改める。

第14条中「、正副2通とし」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第19号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（平成18年島根県規則第104号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条の3」を「第5条の2」に、「第5条の5」を「第5条の4」に改める。

第6条第1項中「第5条の2第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「並びに免許の申請及び法第9条の届出に係る書類」を「及び同条に規定する特定書類」に改める。

第14条第1項中「第1条の2第1項第8号」を「第1条の2第1項第9号」に改める。

「

| 氏 名 | 性別 | 生年月日 | 宅地建物取引士資格登録番号 |
|-----|----|------|---------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第5号中

「

| 氏 名 | 宅地建物取引士資格登録番号 |
|-----|---------------|
| | |
| | |
| | |
| | |

を

に改める。

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

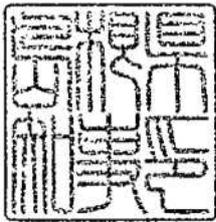
告 示

島根県告示第136号

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第10条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

| 種類 | 印 影 | 公印管守者 | 用 途 | 新調、改刻又は廃止年月日 |
|-----|---|-------|-----|--------------|
| 知事印 |  | 総務課長 | | 令和7年3月5日改刻 |

島根県告示第137号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 期 間 |
|---------------|--------------------|-----------------------------|
| 隠岐広域連合立隠岐島前病院 | 隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1 | 令和7年3月26日から 令和10年3月25日まで |

島根県告示第138号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|---------------|---------|--------|--------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人あいの会 | 訪問介護 | あいの会 | 浜田市三隅町三隅370番地 3 | 令和7年4月30日 |

島根県告示第139号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

| 医師の氏名 | 診療科目 | 従事する医療機関 | | 指定年月日 |
|-------|---------------|-------------|----------------|-----------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 庄司 恭子 | 糖尿病・内分泌 内科 | 安来市立病院 | 安来市広瀬町広瀬1931番地 | 令和7年2月28日 |
| 吉田 悠人 | 眼科 | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1 | 令和7年2月28日 |

島根県告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、浜田市土地改良区の定款変更を令和7年3月10日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

訓 令

島根県訓令第1号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

| | | | | |
|------------|--|---|---|--------|
| 別表第1知事印の項中 | <p>主管課（島根県行政組織規則第13条第2項に規定する主管課をいう。以下同じ。）の長（会計課長を除く。）及び東京事務所長</p> <p>主管課の長（会計課長を除く。）</p> | を | <p>主管課（島根県行政組織規則第13条第2項に規定する主管課をいう。以下同じ。）の長（会計課長を除く。）、スポーツ振興課長及び東京事務所長</p> <p>主管課の長（会計課長を除く。）及びスポーツ振興課長</p> | に改め、「別 |
|------------|--|---|---|--------|

表第3」の次に「第9号、」を加え、「消防設備士免状、高圧ガス製造保安責任者免状」を「危険物取扱者保安講習修了証、消防設備士免状、高圧ガス製造保安責任者免状」に改め、同表部（局）長印の項中「。）」の次に「及びスポーツ振興課長」を加える。

別表第3第9号中「危険物取扱者免状」の次に「、危険物取扱者保安講習修了証」を加える。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

公 告

令和7年度島根県障害者ピアサポート研修に係る委託業務の事業者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和7年度島根県障害者ピアサポート研修事業委託業務

(2) 業務内容

令和7年度島根県障害者ピアサポート研修事業の実施に係る業務

(3) 仕様等

令和7年度島根県障害者ピアサポート研修に係る委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 提案価格の上限額

1,996千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

この金額には、提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、島根県との打合せに要する費用も含む。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (5) 島根県税等について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- ア 島根県内に本支店、営業所又は事務所がある場合
島根県税の未納の徴収金がないこと。
所管税務署が発行する未納の徴収金がないこと。
- イ 島根県内に本支店、営業所又は事務所がない場合
所得税の未納の徴収金がないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (7) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技に係る書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

3 提案競技に係る質問書

- (1) 質問は期限までに質問書（様式4）を作成しFAX又は電子メールにより提出すること。なお、電話や口頭での質問は受け付けない。
- (2) 送付先
FAX 0852-22-6687
電子メール syogai-ryoiku@pref.shimane.lg.jp
- (3) 提出期限は、令和7年4月16日（水）午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和7年4月23日（水）までに、本県公式ウェブサイトの障がい福祉課ホームページにおいて公表する（質問者の氏名・名称は公開しない。）。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

4 提案書等の提出

- (1) 関係書類の配布
提案競技要項、提案競技に係る仕様書及び提案書作成要領については、令和7年3月18日（火）から島根県健康福祉部障がい福祉課の窓口又はホームページにて配布する。
- (2) 提出書類及び部数
ア 提案競技参加申込書（様式1） 1部
イ 宣誓書（様式2） 1部
ウ 提案書（様式3） 5部
エ 経費見積書（任意様式） 1部
- (3) 提案書等の内容
提案書作成要領及び提案競技に係る仕様書による。
- (4) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先
ア 提出方法
郵送又は持参による。
イ 提出期限
令和7年4月30日（水）午後5時までに提出すること。
ウ 提出先
9に同じ。

5 提案の選定

(1) 選定方法

ア 別に定める審査会において、あらかじめ定めた審査基準に従い、提出書類及びプレゼンテーションにより厳正な審査を行い、最も高い評価点を得た者を契約予定者として選定する。

イ 審査基準

提案競技要項による。

ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和7年5月上旬～中旬 島根県庁を予定

プレゼンテーションの実施日時及び場所は対象者に対して個別に連絡する。

エ 審査会による審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(2) 審査結果の通知

審査が終了次第、全ての提案者に文書で通知する。

6 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (5) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

7 契約

(1) 契約方法

審査会で選定された者を業務委託予定者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約内容

業務委託予定者と協議の上、提案書を踏まえたものとする。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

8 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語は日本語とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して原則非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

9 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部障がい福祉課 相談支援係

電話 0852-22-6009

F A X 0852-22-6687

電子メール syogai-ryoiku@pref.shimane.lg.jp

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町、隠岐郡西ノ島町及び隠岐郡隠岐の島町地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

西郷都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年3月18日

島根県立中央病院 病院長 小 阪 真 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

デジタルX線TVシステム調達及びメンテナンス業務の委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和7年8月29日（金）

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4機械器具類」、小分類「(1)医療機器」に登録されている者であること。
- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (8) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部業務課
電話 0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から令和7年4月10日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）(1)の場所において交付する。（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）

(3) 入札説明会

実施しない。

5 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年4月17日（木）午後3時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格はないと認められた者は、この入札に参加することができない。

6 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年4月25日（金）午前9時30分

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年4月24日（木）午後4時までに着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月25日（金）午前9時30分

イ 場所

4の場所

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be purchased : X-ray television system and Maintenance, 1 set
- (2) Desired Date of Delivery : August 31, 2025
- (3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan
- (4) Bid Tendering Date and Time : 9 : 30 a.m. April 25, 2025 (Bids by Post must be received by 4 : 00 p.m. April 24, 2025)
- (5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan
TEL : 0853-30-6430